

寒河江市障がい者基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき寒河江市障がい者基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、寒河江市障がい者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関することを所掌する。

(構成)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 障がい者団体関係者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 社会参加支援団体関係者
- (7) 公募による者

2 前項第7号に規定する者は、応募時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 市に引き続き1年以上在住していること。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人若しくは地方独立行政法人の職員又は国会、県議会若しくは市議会の議員でないこと。
- (4) 市税及び税外収入金を滞納していないこと。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の事業が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の内容が軽微である場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催するいとまがないと認める場合は、書面協議により議決することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の書面協議について準用する。

(幹事会)

第7条 第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、障がい者福祉に関する福祉国保課、健康増進課及び子育て推進課の職員で構成し、福祉国保課長が幹事長となる。

(会議録の調製)

第8条 委員長は、会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載し

なければならない。

(事務局)

第 9 条 委員会の庶務は、福祉国保課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集すべき会議は、第 6 条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。